
欧州環境モニタリング情報

1. EU 政策動向

1.1 EU、包装・包装廃棄物規則（PPWR）ガイドラインの公表

はじめに

欧州委員会は 2026 年 3 月 30 日、待望されていた「包装・包装廃棄物規則（PPWR）¹」に関するガイドラインを公表した。本ガイドラインは、2025 年 2 月の同規則発効を受けて策定されたものであり、新規規則の適用方法に関する実務的な明確化を求める EU 加盟国、企業、その他の利害関係者からの度重なる要請に応えるものである。当該文書は当初 2025 年 8 月に公表される予定であったが、その後 2025 年 12 月への延期を経て、最終的に 2026 年 3 月に公表された。

本ガイドラインは、以下の 2 つの文書で構成されている。

- 企業および加盟国向けの PPWR 実施に関するガイダンス文書²、
- 規則採択以降に利害関係者から提起された実務上の問題に対応する「よくある質問（FAQ）³」文書

ガイダンス文書は、利害関係者がさらなる説明を求めている複数の主要分野について明確化を行っており、とりわけ以下のような事項が扱われている。

- 「製造者」と「生産者」の区別を含む、PPWR における主要な主体の定義
- ある物品が包装に該当するか否かを判断するための「機能テスト」の利用を含む、包装と見なされる範囲
- 食品接触包装における PFAS（有機フッ素化合物）規制の適用についての、3 段階の試験プロセスを通じた運用
- 再使用目標の各種包装形態および経済事業者への適用方法
- 特定の要件の下で認められる柔軟措置および適用除外

FAQ 文書は、企業、各国当局、その他の利害関係者から提起された実務上の質問に対応することで、ガイダンスを補完している。同文書は、包装の適用範囲、製造者・生産者・輸入者の定義、懸念物質（PFAS 規制など）、リサイクル可能性、再生材含有率、堆肥化可能包装、包装最小化、空隙率、再利用可能包装、統一表示、ならびに使い捨てプラスチック指令（SUPD）⁴との関係など、幅広い事項を網羅している。

なお、本 FAQ 文書は欧州委員会による同規則の解釈を示すものであるが、法的拘束力を有するものではない。EU 法の最終的な解釈権限は、欧州司法裁判所⁵に帰属する。欧州委員会はまた、利害関係者からの追加的な質問に基づいて、FAQ 文書を継続的に更新する意向を示している。

1 https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/packaging-waste_en

2 https://environment.ec.europa.eu/publications/guidance-document-packaging-and-packaging-waste-regulation-ppwr_en

3 https://environment.ec.europa.eu/publications/faq-packaging-and-packaging-waste-regulation-ppwr_en

4 <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj/eng>

5 <https://curia.europa.eu/site/>

影響

PPWR は適用範囲が広く内容も複雑であることから、本ガイドラインは特に重要な意義を持つ。同規則は、使用される材料や原産国を問わず、EU 市場に投入されるすべての包装および包装廃棄物に適用される。PPWR に基づく最初の義務は、2026 年 8 月から適用される。

PPWR への適合が必要となる日本企業にとって、今回のガイドライン公表により、同規則の実務上の実施方法に関する明確性が向上したといえる。

利害関係者の動向

当該文書は数か月にわたり公表が待たれていたものの、その内容は産業界および市民社会の間で賛否の分かれる反応を引き起こしている。

産業界は概して失望を表明しており、複数の重要論点が依然として未解決であると指摘している。清涼飲料業界を代表する Unesda⁶ によれば、「多くの不確実性が依然として未解決のまま」であり、企業による適時の投資判断を困難にしているという。また、包装産業のバリューチェーンを代表する Europen は、再利用目標の解釈に関して、ガイダンス文書と FAQ 文書の間に相違点が存在すると指摘した。こうした相違は、加盟国ごとの国内実施にばらつきを生じさせる可能性があり、一部の加盟国が規則で認められた範囲を超える措置を講じる余地を残しかねない。

より広い観点では、ここ数週間で PPWR をめぐる政治的および産業界からの圧力が強まっている。2026 年 4 月末には、ハイネケンやマクドナルドなどの大手企業を含む 138 名の CEO が、ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長に宛てた書簡を提出し、とりわけ再利用目標に関して、規則の適用延期および部分的な再検討を求めた。

環境 NGO はこれとは異なる見解を示している。欧州環境局 (EEB)、Surfrider Foundation、ClientEarth、Zero Waste Europe 等、Rethink Plastic Alliance の枠組みで活動する複数の団体は、今回のガイドライン公表を歓迎⁷するとともに、PPWR の迅速な実施を求めた。これらの団体は特に、食品接触包装における PFAS 規制が確認された点、ならびに EU 加盟国が 2029 年までにデポジット返還制度 (DRS) を導入する必要があることが改めて示された点を評価した。

次のステップ

2026 年 5 月、EU 加盟 27 か国および産業界代表者との会合において、PPWR 実施を担当する欧州委員会チームは、ガイダンス文書には今後実質的な新規内容の追加は行わない方針を明らかにした。その理由として、そのような追加には多大なリソースと政治的な承認を要するためとしている。ただし、混乱を回避する観点から、一部文言の修正や更新は行われる予定である。FAQ 文書については、欧州委員会が産業界から受け取る質問に基づき、今後も継続的に更新される見込みである。

多くの利害関係者が 2026 年 8 月までの FAQ 文書の更新を求めているものの、実際には

6 https://www.linkedin.com/posts/unesda_beatplasticpollution-circulareconomy-activity-7444432669586771969-tvMQ

7 <https://rethinkplasticalliance.eu/news/ppwr-guidance-provides-necessary-clarity-implementation-must-proceed-without-delay/>

欧州委員会による更新は本年秋になる可能性が高い。

なお、製造者による適合宣言書の発行を含む PPWR 上の最初の義務は、2026 年 8 月から適用される。

1.2 EU、森林破壊防止規則（EUDR）の見直し

はじめに

欧州委員会は 2026 年 5 月 4 日、2025 年 12 月の法改正⁸により義務付けられていた「EU 森林破壊防止規則（EUDR）」の簡素化措置パッケージを公表した⁹。本パッケージは規則の中核的な枠組みを再検討することなく、主として技術的な明確化、対象範囲の限定的な調整、ならびに EUDR 情報システム（IT）の改善を導入するものである。

EUDR は EU 市場に投入される牛、大豆、パーム油、木材、カカオ、コーヒー、ゴムといった商品が森林破壊または森林劣化に関連しないことの確保を目的として策定された。しかし、行政負担や実施に向けた準備状況をめぐり、EU 加盟国、第三国パートナー、産業界関係者から強い批判が寄せられた。これを受け欧州委員会は、事業者の規模に応じて 2026 年または 2027 年 12 月に設定された新たな適用開始日を前に、追加的な簡素化措置の要否を評価する任務を負うこととなった。

本パッケージには、主に以下の 4 つの文書・法案が含まれている。

● 欧州議会および EU 理事会（閣僚理事会）に提出された簡素化報告書¹⁰

- 2024 ～ 2025 年の適用延期、適用範囲の明確化、IT 改善を含む 2023 年以降の累積的措置により、当初の EUDR と比較して年間コンプライアンスコストが約 75% 削減されたと主張。これらの措置によって同規則の実行性は十分確保されていると結論付けている。
- また、同規則第 9 条に基づく事業者のリスク評価義務の負担を軽減するため、生産国の国内法データベースや認証制度の承認といった、導入予定の貿易円滑化ツールを提示している。

● 適用対象製品（附属書 I）を更新する委任法案¹¹

- 適用対象にインスタントコーヒーおよび油脂化学分野で使用される多数のパーム油誘導体を追加することを提案。一方で、皮革および牛の皮・原皮、再生タイヤ、中古品・再使用品、価値および数量がごく僅かな製品サンプル、ならびに一部の梱包材については適用対象から除外することを提案している。
- さらに、廃棄物、試験・分析工程で消費される製品、ならびに製品に無償で付属する販促・情報提供資料に関する分野横断的な適用除外を明文化。
- バイオディーゼルおよび一部の飼料調製品に関しては、以前は適用対象への追加が議論されていたものの、現段階では法案に含まれていない。

8 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2939

9 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_941

10 https://environment.ec.europa.eu/publications/report-european-parliament-and-council-simplification-review-eudr_en

11 https://environment.ec.europa.eu/publications/delegated-act-and-staff-working-document-list-relevant-commodities-and-products_en

- なお、同委任法案は 2026 年 6 月 1 日までパブリックコンサルテーション¹²に付されていた。
- 更新版ガイドンス文書¹³ および FAQ¹⁴
 - サプライチェーン川下の事業者に対する義務や、零細・小規模一次事業者（MSPO）に適用される簡素化制度について、さらなる明確化を実施。電子商取引や地理的位置情報の要件に関する説明も含まれている。
- 情報システムに関する実施法案
 - 同法案は加盟国代表委員会で審議中であり一般公開はされていないが、既存のデューデリジェンス宣言書の書式に整合した MSPO 向け簡易申告様式、更新版自動アプリケーション・インターフェース（API）仕様、システム障害時の対応計画、ならびに事業者向けの任意グループ化機能を導入する内容となっている。
 - 欧州委員会は 2026 年 12 月 30 日の適用開始期限に先立って IT システムを稼働可能な状態にすることを目指しているが、加盟国代表委員会による審査手続き完了の具体的な時期は示されていない。

影響

今回の見直しパッケージは、欧州委員会が EUDR の実質的改正よりも運用面での簡素化を優先していることを示している。その結果、EU 域外の輸出業者に対するコンプライアンス枠組みは概ね維持される見通しである。

日本企業にとって、本パッケージによる実務的影響は、コンプライアンス要件の大幅な緩和よりも、主として適用製品範囲の変更（パーム油誘導体の追加や、皮革の除外など）に左右されることになる。

また、本パッケージは EU 域内事業者と非 EU 供給者との間で相反するインセンティブ構造を生じさせる可能性もある。いくつかの簡素化措置が主として EU 域内事業者の義務軽減を目的とする一方で、日本を含む低リスク第三国の輸出事業者には引き続き一定のコンプライアンス要件が課される。そのため、「EUDR の簡素化措置が EU 域内のサプライチェーンを不当に優遇しているのではないか」という国際的懸念をさらに強める可能性がある。

利害関係者の動向

本パッケージの公表は、EU 内外からの強い政治的圧力を受けて行われた。当初これらの措置は 2026 年 4 月下旬に公表予定であったが、欧州委員会内部（環境、貿易、域内市場を担当する総局間）の意見対立により遅延したと報じられている。

また、2026 年 4 月に行われた欧州議会環境委員会（ENVI）¹⁵での協議を契機として、政治的議論も激化した。同委員会では複数の欧州議会議員が、EUDR が改定後の 2026 年期限までに現実的に実施可能なのか改めて疑問を呈した。その中で、新たな「超低リスク」国カテ

12 https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/18053-Deforestation-proposal-to-amend-and-simplify-the-rules-and-make-technical-fixes-to-Annex-I_en

13 https://green-forum.ec.europa.eu/publications/guidance-document-regulation-eu-20231115-deforestation-free-products_en

14 https://environment.ec.europa.eu/publications/faq-eudr-implementation_en

15 <https://www.europarl.europa.eu/committees/en/envi/meetings/webstreaming>

ゴリーの創設、固定的な検査割当からよりリスクベースの執行メカニズムへの移行、ならびに EUDR の IT プラットフォームの運用準備状況に関するより強力な保証を求める声が上がった。

欧州委員会は本パッケージを均衡の取れた妥協案として提示したものの、利害関係者からの反応は総じて批判的であった。

- 農業および農産食品業界団体：規則本体の改正ではなくガイダンス文書中心の対応であるため、実質的な簡素化には至っていないと主張¹⁶。引き続き法的不確実性、不整合、行政上の複雑さに対処するための法的な改正を求めている。
- 森林所有者¹⁷ および土地所有者団体¹⁸：森林所有者や生産者団体の義務を簡素化できていないとして批判。更新版ガイダンス文書に追加的な明確化が盛り込まれた点については歓迎したものの、「解釈指針は法文そのものの改正の代替にはなり得ない」と主張した。
- 小売業界およびサプライチェーン関係者：実施時期と運用上の予見可能性を重視。企業が追跡可能性およびコンプライアンス体制を適応させるためには、最終的な委任法公表から改定後の製品範囲適用まで少なくとも 6 か月の移行期間を確保する必要性を強調した。また、EU 加盟国間で執行のばらつきが生じるリスクへの懸念も示された。

対照的に、環境 NGO は、EUDR の中核規定を再検討しない決定を歓迎した¹⁹。他方で皮革の適用除外については懸念を示しており、将来的な実施措置を通じた規則の弱体化や、さらなる延期に対する警戒感を表明した。

地政学的な観点では、本パッケージが米国との間で続く緊張の緩和につながる可能性は低い。トランプ政権²⁰ および複数の米国業界団体²¹ は低リスク国に対する適用除外や例外措置を繰り返し求めてきたが、欧州委員会は今回もこれに応じなかった。したがって、欧州委員会が新たな「無視できるリスク (negligible risk)」カテゴリーを導入しなかった決定は、同規則に対する大西洋横断的な批判を一層強める可能性がある。

次のステップ

- 2026 年 6 月：委任法（最終案）の公表。公表後、EU 理事会（閣僚理事会）および欧州議会は 2 か月間の異議申し立て期間を有する。
- 2026 年 12 月 30 日：大規模事業者および中規模事業者に対する適用開始
- 2027 年 6 月 30 日：零細・小規模一次事業者（MSPO）に対する適用開始

16 [https://www.coceral.com/data/177851342726ENV194 COCERAL FEDIOL FEFAC statement on EUDR Simplification Package final.pdf](https://www.coceral.com/data/177851342726ENV194%20COCERAL%20FEDIOL%20FEFAC%20statement%20on%20EUDR%20Simplification%20Package%20final.pdf)

17 <https://www.cepf-eu.org/news-media/statement-eudr-simplification-review-case-further-legislative-action-remains>

18 <https://europeanlandowners.org/publications/eudr-simplification/>

19 <https://www.greenpeace.org/eu-unit/issues/nature-food/47971/forest-protection-law-gets-eu-commission-green-light-but-leather-loophole-is-unacceptable-greenpeace/>

20 <https://www.forbes.com/sites/jonmcgowan/2026/04/30/eu-looks-to-simplify-deforestation-regulations-as-us-pressure-mounts/>

21 <https://nafo.org/news/european-commissions-eudr-review-offers-no-relief-for-forest-owners-in-low-risk-countries/>

1.3 EU、RoHS 適用除外見直しプロジェクト Pack 29 の進捗状況

はじめに

欧州委員会は 2026 年 4 月 21 日、RoHS（特定有害物質使用制限）指令（Directive 2011/65/EU）²² に基づく最新の適用除外見直しプロジェクト「Pack 29」を公表した。本プロジェクトは、特殊用途ガス放電ランプに含まれる水銀に関する 10 件の更新申請、および鉛含有ガラスに関する 1 件の適用除外廃止申請を対象としている。

RoHS 指令は、電気・電子機器における鉛、水銀、カドミウム、六価クロムなどの有害物質の使用を制限している。同指令第 5 条に基づき、欧州委員会は「当該物質の除去または代替が実行不可能であること」、「信頼性のある代替物質が利用できないこと」、かつ「除去・代替による環境や健康への負の影響が便益を上回る場合」に限り、期限付きの適用除外を認めている。適用除外は定期的に見直され、産業界は適用除外期限が満了する少なくとも 18 か月前までに更新を申請する必要がある。

欧州委員会の評価手続き²³は、利害関係者協議の結果を踏まえた技術的・科学的評価から開始される。また、EU 加盟国および欧州議会も意見を表明する機会が設けられており、加盟国の技術専門家は「RoHS 適用・執行のための加盟国エキスパートグループ²⁴」を通じて諮問を受ける。さらに、欧州議会の専門家もその会合への出席および関連文書へのアクセス権を持つ。最終的に、欧州委員会は RoHS 指令の附属書を改正する委任指令を採択・公表し、欧州議会および EU 理事会（閣僚理事会）のいずれからでも 2 か月以内に異議が申し立てられない限り、当該委任法令は発効する。

現在、RoHS 指令は見直し（見直し議論）が進められている。現行制度では、適用除外の根拠となる技術的・科学的評価は、欧州委員会が委託したコンサルタント（本件では Oeko-Institut²⁵）が実施している。しかし、欧州委員会は、2023 年の見直し報告書²⁶において、特に透明性および効率性の観点から、適用除外および制限の手続きに課題があることを指摘した。

これを受けて、「単一物質、単一評価（One Substance, One Assessment: OSOA）²⁷」パッケージの一環として、指令 2025/2456 に基づき、今後は技術的・科学的評価は欧州化学品庁（ECHA）²⁸ が実施することとなった。ECHA は、人の健康および環境保護を目的に化学物質の安全な使用を確保する EU の独立機関である。ECHA は新たな役割の下で、産業界からの適用除外申請の処理を担うほか、欧州委員会の要請に応じて有害物質に関する制限を提案する責任を負う（※制限案は加盟国自身が作成することも可能）。現在 ECHA は新たな役割に向け、RoHS 適用除外データベース²⁹および規制対象事業者向けの「Understanding

22 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32011L0065>

23 https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive/rohs-directive-implementation_en

24 <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/expert-groups/consult?lang=en&groupId=2810&fromMeetings=true&meetingId=58005>

25 <https://rohs.exemptions.oeko.info/exemption-consultations>

26 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52023DC0760>

27 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_6413

28 <https://echa.europa.eu/home>

29 <https://www.echa.europa.eu/web/guest/exemptions-art-4-restrictions-rohs>

RoHS」ページ³⁰の整備を進めている。

これらの制度変更は2026年1月1日に発効したものの、実際に適用されるのは2027年8月13日からである。そのため、委託コンサルタントによる見直しと、ECHAによる制度的な見直しが並行して行われる期間が生じることとなる。なお「Pack 29」は、技術的業務がECHAへ移管される前に公表されたものであるため、ECHAによる評価の対象とはならず、従来通りの枠組みで処理される。

影響

日本企業にとって、Pack 29は主に今後の規制動向を左右する重要なモニタリング案件である。

本件は、機械および電気電子機器分野で事業を行う企業のEU向け輸出に影響を及ぼす。RoHS規制物質の含有はEU向け輸出における重要な制約要因であり、機械、試験装置、医療機器などの製品にこれらの物質が含まれている場合、当該物質を含有する部品そのものを直接製造していない企業（セットメーカーやサプライヤー）であっても、サプライチェーン全体で影響を受ける可能性がある。

RoHSの適用除外は物質および用途ごとに細かく定められており、申請者がEU域内企業であるか否かにかかわらず、定義された技術的適用範囲に該当するすべての製造業者に一律に適用される。例えば、「ガラスまたはセラミック部品中の鉛」に関する適用除外7(c)-Iについて、電子情報技術産業協会（JEITA）、日本電機工業会（JEMA）、ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）、および情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）からなる日本の電機・電子4団体による共同申請³¹が行われた経緯もある。

今後ECHAへの役割移管が本格化するにつれ、RoHSに関する議論は、より制度的かつ科学的エビデンスに基づいたものとなり、REACH規則などEUの広範な化学物質政策との結び付きが強まる見通しである。日本企業にとっては、今後より充実した技術資料の準備、明確な代替可能性の評価、ならびに規制策定段階でのより早期の関与（パブリックコンサルテーションへの参加等）が求められることになる。

利害関係者の動向

Pack 29に関する動向

- 照明機器メーカーおよびランプユーザー：当該適用除外の適用範囲が限定的かつ特定の用途に限られていること、また更新審査中も既存の適用除外が引き続き有効であることを強調し、欧州委員会に対して適用除外の更新を求めた³²。また、万一適用除外の更新が認められない場合には、代替対応のために12～18か月の移行期間を設けるべきであると主張した。
- UV（紫外線）業界：水銀含有UVランプへの依存を続ける企業と、LEDなどの代替技

30 <https://echa.europa.eu/understanding-the-restriction-of-hazardous-substances-directive>

31 <https://rohs.exemptions.oeko.info/exemption-consultations/2015-consultation-2-closed/exemption-7c-i?>

32 https://www.lightingeurope.org/images/LightingEurope_-_RoHS_Statement_-_20250922_-_updated.pdf

術への投資・移行を進める企業との間で見解が分かれている³³。また、見直し手続きそのものが遅延しているため、2027年2月に予定されていた適用除外の期限満了日は実質的な意味を失っている（審査中は自動延長されるため）との指摘もある。

- 環境 NGO：包括的な適用除外の更新に異議を唱えており、真に代替不可能な用途と、すでに代替手段が利用可能な用途とを厳格に区別するよう、欧州委員会に強く求める構えである。

ECHA の役割および OSOA パッケージに関して

- 欧州議会：同パッケージについて、「より迅速で簡素かつ透明性の高い規制措置に向けた一歩（前進）」であると概ね評価している³⁴。技術的評価業務の ECHA への移管は、RoHS 指令の実質的な強化や弱体化を意味するものではなく、ガバナンスの改善であると位置付けた。
- EU 理事会（閣僚理事会）：ECHA への業務移管を支持³⁵しつつも、ECHA の業務、負担および権限範囲が拡大することに懸念を示し、安定したリソース確保と十分な実施能力（人員や予算）の必要性を指摘した。また、ECHA 委員会のガバナンスに関する今後の動向を欧州委員会が考慮し、必要に応じて RoHS 指令を機動的に改正できるよう、見直し条項が導入された。

次のステップ

- 2026年5月29日～7月24日：Oeko-Institut による当該適用除外の見直しに関する利害関係者協議³⁶（パブリックコンサルテーション）の実施。同機関は産業界、コンサルタント、研究機関、NGO および行政機関からの意見提出を歓迎している。意見提出の期限は2026年7月24日である。
- 2026年末：同機関による最終報告書および評価結果の公表（見込み）。なお、適用除外パッケージの評価には、通常2～4年程度を要する。
- 2027年：欧州委員会による委任法令の公表（見込み・時期未定）。

1.4 EU、マスバランス方式適用に関する最新動向

はじめに

欧州委員会は2026年2月6日、使い捨てプラスチック指令（SUPD）³⁷における「マスバランス」方式の適用に関する新たなルールを、実施法³⁸を通じて採択した。マスバランスとは、特定のシステムにおける原料の投入量と製品の産出量を追跡・管理する手法である。SUPD の文脈において、この方式は PET ボトルに含まれる再生材含有率の算定手法を明確化するた

33 <https://www.advanced-uv.de/en/news/major-update-2026-rohs-exemptions-uv-technologies/>

34 <https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20251017IPR30988/chemicals-parliament-adopts-simpler-and-more-transparent-assessment-rules>

35 <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-revision-of-eu-rules-restricting-the-use-of-hazardous-substances-in-electronics>

36 <https://rohs.exemptions.oeko.info/exemption-consultations/2026-consultation-1>

37 <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/904/oj>

38 <https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/documents/113092/1>

めに導入された。2019年に発効した SUPD は、プラスチック製飲料ボトルに対する再生材含有率の義務的目標を定めており、その中には PET ボトルに 2025 年から少なくとも 25% の再生プラスチック含有を義務付ける要件が含まれている。

本実施法は以下を定めている。

- 新規飲料ボトルにおけるケミカルリサイクル材の再生材算入量決定に向けた共通手法の導入：主要素の一つが、いわゆる「燃料用途除外配分方式 (fuel-use excluded)」の採用である。この方式では、燃料製造やエネルギー回収に使用されたプラスチック廃棄物は、再生材含有率として算入できない。これは、廃棄物法制における EU のリサイクル定義との整合性確保を目的としている。
- バリューチェーン全体にわたる検証・報告要件の導入：リサイクル工程のうち、特にケミカルリサイクルなどの複雑な工程については、第三者による年次検証の対象となる。中小企業には要件を簡素化し、検証の頻度を 3 年毎に緩和する。また、企業はサプライヤーや取引先による申告内容を確認する義務を負い、加盟国当局はリスク評価に基づいて監査・検査を実施する。
- 2027 年の適用時期の確認：EU 域外から輸入される再生 PET は、2027 年 11 月 21 日以降に限り、SUPD の再生材含有率目標への算入が認められる。

本実施法は、EU におけるケミカルリサイクルの発展を支援するとともに、ケミカルリサイクル材の EU 再生材含有率目標への算入方法に関する、企業に対するより明確な指針の提供を目的としている。より広い観点では、本ルールは、埋立処分や焼却、ならびに環境汚染の削減に向け、EU がプラスチック廃棄物の回収、選別およびリサイクル能力の拡大を推進する中で導入されたものである。欧州委員会はまた、本措置を、新たなリサイクル技術への投資を促進し、欧州のリサイクル産業および化学産業の競争力を強化する手段と位置付けている。

なお、EU がケミカルリサイクル材の含有率算定方法に関する詳細なルールを採択したのは、今回が初めてである。本実施法は、SUPD に基づき飲料ボトルに使用される再生 PET に限定して適用される。しかし欧州委員会は、将来的には包装、自動車用材料、繊維製品等を対象とする他の EU 法規においても、同様の手法が採用され得ることをすでに示唆している。

影響

欧州委員会はこれまで、SUPD の下で採用された手法が包装・包装廃棄物規則 (PPWR)³⁹ を含む他の EU 法における将来的なマスバランス方式の基礎となり得るとの見解を示している。特に、PPWR 第 7 条に基づく再生材含有率に関する実施法においては、SUPD で導入された手法が踏襲される可能性が高いと見込まれている。

日本企業にとって、これらのルールは再生材市場の動向に大きな影響を及ぼす可能性がある。特に、輸入再生 PET の算入が 2027 年 11 月まで認められないことにより、短期的には EU 域外で生産された再生材への需要が減少する見通しである。

より一般的には、本手法は今後数年間にわたり、プラスチック・バリューチェーン全体における投資判断、調達戦略およびコンプライアンス対応計画に影響を与えると見込まれている。

39 https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/packaging-waste_en

利害関係者の動向

本 SUPD 実施法の採択に対し、Zero Waste Europe⁴⁰、ECOS⁴¹、Rethink Plastic Alliance⁴²等の NGO は、再生材含有率の算定における厳格かつ透明性の高いルールの重要性を強調した。これらの団体は、特に環境面での信頼性を確保するための厳格な配分ルールや、信頼性の高い CoC（chain-of-custody：管理の連鎖）システムの必要性を指摘した。

次のステップ

欧州委員会は今後数か月から数年にわたり、各種 EU 法における再生材含有率のルール整備を継続する見込みである。

- 2026 年末まで：PPWR 第 7 条に基づく実施法の採択。包装材における再生材含有率の算定方法を定める措置であり、SUPD 実施法で導入された手法に基づく内容になると広く予想されている。

1.5 欧州委員会、「AccelerateEU」の公表

はじめに

欧州委員会は 2026 年 4 月 22 日、現在のエネルギー危機への対応を目的とした 44 の措置から成る政策文書（コミュニケーション）「AccelerateEU⁴³」を公表した。本取り組みは、米国とイランの衝突および周辺中東情勢の緊迫化を受けて策定されたものである。こうした地政学的動向は、世界的なエネルギー価格の高騰を招くとともに、欧州のエネルギー安全保障および産業競争力に対する懸念を改めて高める要因となった。

2022 年の「REPowerEU」計画⁴⁴がロシアによるウクライナ侵攻後の緊急的な供給源の多様化に主眼を置いていたのに対し、「AccelerateEU」は電化、エネルギー効率、そして長期的なレジリエンスを中核とする、より広範な構造的アプローチを採用している。

本コミュニケーションは、電力市場改革や水素導入への重点を比較的抑える一方で、域内生産のクリーンエネルギーへの移行加速という欧州委員会の方針を強化するものである。

本パッケージは、短期的な危機対応と、より長期的なエネルギー移行政策を組み合わせたものである。発表された措置の多くは「市民エネルギーパッケージ⁴⁵」、「EU 排出量取引制度

40 https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13467-Single-use-plastic-beverage-bottles-EU-rules-for-calculating-verifying-and-reporting-on-recycled-plastic-content/F3423649_en

41 https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13467-Single-use-plastic-beverage-bottles-EU-rules-for-calculating-verifying-and-reporting-on-recycled-plastic-content/F3423697_en

42 https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13467-Single-use-plastic-beverage-bottles-EU-rules-for-calculating-verifying-and-reporting-on-recycled-plastic-content/F3423617_en

43 https://energy.ec.europa.eu/document/download/7fac9eea-5717-4182-a368-bd68c427ff4c_en?filename=Communication.pdf

44 https://commission.europa.eu/topics/energy/repowerEU_en

45 https://energy.ec.europa.eu/publications/communication-citizens-energy-package_en

(ETS)⁴⁶、および「クリーン産業ディール (Clean Industrial Deal)⁴⁷」等の既存の EU の政策イニシアチブや法制度を基盤としている。本コミュニケーションは、以下の 5 つの柱を中心に構成される。

- EU レベルでの協調強化：ガス貯蔵、石油備蓄放出、および緊急対応措置に関する協調体制の改善。
- 価格変動からの消費者と産業の保護：対象を絞った補助金、一時的な税制措置、省エネルギー対策、ならびに国家補助規則やエネルギー課税ルールの下での柔軟性拡大による対応。
- クリーンエネルギー導入と電化の加速：電化の推進とともに、太陽熱、地熱、バイオメタン、持続可能なバイオ燃料、原子力、水素等の再生可能エネルギーおよび低炭素エネルギーの拡大。
- エネルギーシステムの強化：とりわけ送電網整備の迅速化、ネットワーク料金の引き下げ、およびシステム全体の効率向上を目的とした措置の実施。
- 投資の動員：既存の EU 資金調達手段の最大限の活用、民間投資の促進、および対象を絞った国家補助（補助金）の活用。

また、本コミュニケーションには加盟国向けの法的拘束力を伴わないガイダンス⁴⁸が含まれており、EU 全域で展開可能な各国のベストプラクティス事例が紹介されている。

さらに「AccelerateEU」は、以下の施策によって補完されている。

- 2026 年 4 月 29 日に採択された、エネルギー危機の影響を最も受けた部門を支援するための一時的な国家補助枠組み⁴⁹。本枠組みにより、加盟国は農業、漁業、運輸等の特定部門の企業に対して対象を絞った支援を提供できるようになる。加えて、危機に起因する燃料費および肥料費の追加負担の一部（最大 70%）に対する補償も認められる。また、電力価格軽減措置に関しては「クリーン産業ディール国家補助枠組み (CISAF)⁵⁰」の下で認められる支援の柔軟性を 50% から 70% へ引き上げる一方、求められる脱炭素化の取組水準は据え置くとしている。
- 省エネルギーの促進、エネルギーシステム効率の向上、および化石燃料から域内生産のクリーンエネルギー源への転換加速を目的とした、ベストプラクティス事例集⁵¹。

影響

「AccelerateEU」は非立法的な政策文書（コミュニケーション）であるため、直接的な法的義務を生じさせるものではない。したがって、その実質的な影響力は、加盟国が提案された措置をどの程度実行し、欧州委員会が提示する柔軟性をいかに活用するかに大きく依存する。

EU レベルにおいては、本イニシアチブは、競争力への懸念や地政学的緊張の高まりにもかかわらず、欧州委員会が「欧州グリーンディール⁵²」の基本方針を維持する強い意向を示し

46 https://climate.ec.europa.eu/eu-action/carbon-markets/eu-emissions-trading-system-eu-ets_en

47 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52025DC0085>

48 https://energy.ec.europa.eu/document/download/870a9953-098f-43a4-8081-157762a85da9_en?filename=Annex.pdf

49 https://competition-policy.ec.europa.eu/state-aid/legislation/metsaf_en

50 <https://eur-lex.europa.eu/eli/C/2025/3602/oj/eng>

51 https://energy.ec.europa.eu/publications/accelerateeu-catalogue_en

52 https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en

たものといえる。本コミュニケーションは、脱炭素化政策を経済安全保障、エネルギーの価格適正化、そして戦略的レジリエンスの観点から再定義し、気候目標の達成と産業競争力の確保の双方において、迅速な電化と輸入化石燃料への依存低減が不可欠であると位置付けている。

本パッケージの導入により、電力網、再生可能エネルギーインフラ、電化技術、およびエネルギー効率化ソリューションへの投資が加速する見込みである。電気自動車（EV）、バッテリー、ヒートポンプ、スマートグリッド、産業の電化といったクリーン技術関連分野は、公的支援の拡大や規制上の優遇措置による恩恵を受ける可能性が高いと考えられる。

日本企業への影響は、各業種の事業分野や、EUの産業バリューチェーンへの統合度合いによって異なるとみられる。クリーン技術、電化機器、バッテリー、先端材料、エネルギー効率化ソリューション、および送配電関連技術の分野で事業を展開する企業は、EU域内での需要拡大や、欧州市場での導入促進を目的とする追加的な公的支援の恩恵を受けられる可能性がある。また再生可能エネルギー、低炭素産業技術、デジタルエネルギー分野の企業も、送配電網の近代化や産業脱炭素化に向けた投資拡大が追い風となる見通しである。

利害関係者の動向

本コミュニケーションは欧州議会において概ね幅広い政治的支持を得ているものの、提案された措置の規模や方向性については関係者間で意見が分かれている。

欧州議会（各政治会派）の反応

- 社会民主進歩同盟（S&D、中道左派）

電力インフラ整備の加速や、高エネルギー価格の影響を受ける家庭・企業の保護強化に向け、EUによる迅速な対応を求めた⁵³。同会派は、環境・安全上の保護措置を維持しつつ、戦略的エネルギーインフラ事業の許認可手続きを迅速化するための一時的な緊急規制措置の創設を支持している。

- 緑の党会派

化石燃料への依存低減という目標には賛同⁵⁴したものの、消費者をエネルギー価格の変動から保護する観点でさらに踏み込むべきだと主張した。同会派は、超過利潤税の導入や、石油・ガス・石炭の段階的廃止に関するより明確なタイムラインの策定を含む、化石燃料企業に対するより強力な措置を提唱した。

- 欧州刷新（Renew Europe、リベラル）

本イニシアチブを概ね歓迎⁵⁵し、電化の推進および施策の迅速化は、欧州の戦略的自律性の強化と輸入化石燃料への依存低減に不可欠であると評価した。一方で、同会派は、エネルギー移行の資金調達において公的資金のみでは不十分である点を強調している。

産業界は、電化、インフラ整備、エネルギー効率化への重点強化を概ね歓迎した。一方、電気自動車（EV）バリューチェーンを代表する団体は、今後の関連施策において、EVエコ

53 <https://www.socialistsanddemocrats.eu/newsroom/sd-group-calls-urgent-eu-action-accelerate-electricity-infrastructure-and-protect-citizens>

54 <https://www.greens-efa.eu/en/article/press/end-dependence-on-autocrats-make-energy-affordable-invest-in-solar-wind-and-hydro-power>

55 <https://www.reneweuropengroup.eu/news/2026-04-22/liberals-and-democrats-endorse-eu-commissions-energy-action-plan-but-mobilising-private-capital-for-europes-competitiveness-and-energy-security-urgently-needed>

システムのレジリエンス強化および充電インフラ整備を支援する追加措置の導入を求めている⁵⁶。

また、グリーンピース等の環境 NGO は、本イニシアチブについて「欧州が抱える構造的なエネルギー脆弱性を根本的に解決する野心に欠けており、対象範囲も限定的すぎる」と批判した⁵⁷。これらの団体は、危機の規模に照らして欧州委員会の対応は依然として慎重すぎると主張している。

次のステップ

- 進行中
 - 主要な輸送用燃料の供給状況および在庫水準を監視する、燃料観測所の設置
 - 加盟国の国内緊急措置に関する非機密情報を共有するための「デジタルプラットフォーム」の創設
- 2026 年第 2 四半期
 - 再生可能水素の生産基準に関する的を絞った見直し案の提示
 - 化学、プラスチック、肥料、セラミックス、ガラス等の分野における、石油・ガス由来原料から循環型・バイオベースの代替選択肢への転換可能性に関する欧州の産業能力のマッピング（実態調査）
- 2026 年 7 月
 - EU 排出量取引制度（ETS）⁵⁸ 改正法案の公表
 - 電化行動計画（Electrification Action Plan）の公表。これには、ネットワーク料金、エネルギー課税、冷暖房政策に関する提案が含まれる。
- 2026 年末までに
 - 現在の危機における課題を踏まえた「石油備蓄指令（Oil Stocks Directive）⁵⁹」の改正プロセスの開始。
- 2026 年から 2027 年
 - EU エネルギー関連法令の継続的な監視および執行加速
 - 欧州委員会による加盟国向け追加ガイダンスおよび勧告の公表

56 https://rechargebatteries.org/wp-content/uploads/2026/05/12-MAY_Public-Statement-on-Accelerate-EU.pdf

57 <https://www.greenpeace.org/eu-unit/issues/climate-energy/47961/eu-commission-light-touch-wont-turn-energy-crisis-around/>

58 https://climate.ec.europa.eu/eu-action/carbon-markets/eu-emissions-trading-system-eu-ets_en

59 <https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2009/119/oj/eng>